○農林水産省告示第三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市八鹿町坂本字下ノ谷一四の一、一五、一六、一八から二二まで、字下タ地一一、一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下ノ谷一四の一・一六・二〇・二一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字下タ地一一、一二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市八鹿町石原字向田八三二から八三四まで、八三七から八三九まで、八四二、八四三、八四四の一、八四五、八四六、字家ノ奥一六九七、一七〇四、一七〇六の一、一七〇六の二、一七〇七の一、一七〇七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向田八三九、八四三、八四四の一、八四五、八四六（次の図に示す部分に限る。）、字家ノ奥一六九七・一七〇四・一七〇六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡西川町大字大井沢字蛇喰三二八四の一九、三二八四の二三から三二八四の二六まで、字山葵島三二九三の一、三二九三の二、三二九三の六、三二六〇、三四〇七、三四一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字蛇喰三二八四の二五・字山葵島三三六〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県東村山郡山辺町大字要害字熊ノ前五七四の一、五七五、五七六、字黒坂六九三、八七三、八八九、八九一の二、八九四、八九七の一、九〇一の五から九〇一の一一まで、九四六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字熊ノ前五七六・字黒坂八七三・八九四・九〇一の一〇・九〇一の一一・九四六の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡西川町大字入間字日影五六の三、一三九六の一、一三九六の二、一三九七の二、一三九七の九から一三九七の一二まで、二〇五三の一、字二重目一四〇二の一、二〇五七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字日影一三九六の一・一三九七の一一・一三九七の一二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県西置賜郡飯豊町大字高峰字松兀四三四五の五、四三四六の一、四三四六の四、四三四七から四三四九まで、四三五一の一、四三五一の二、四三五二、四三五三の一、四三五三の二、四三五四、四三五五の一、四三五五の二、四三五六、四三五七、四三六〇の一、四三六一から四三六三まで、四三六三の二、四三六四から四三六八まで

二　指定の目的　水源の涵養（かんよう）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）